

災害に強いまちづくりに向けた取組

東日本大震災における被災地での対応や都内で起きた事象、また、今後の首都直下型地震の際に都内で想定される事態を踏まえ、それに適切に対応できるよう対策を進めます。

主な事業展開

- **東京都災害医療協議会の設置【一部新規】（再掲 P63）** **26 百万円**
 - ・ 災害の発生直後から迅速かつ円滑に医療を提供するため、東京都災害医療協議会を設置し、災害医療体制の強化を図ります。また、二次保健医療圏ごとに「地域災害医療連携会議」を創設し、地域の実情に応じた医療救護体制を整備します。
 - ・ 他県からの支援チームの受入や、患者の搬送調整等災害時に必要な医療が迅速・円滑に提供されるよう、都及び各圏域に災害医療コーディネーターを設置します。

- **「東京DMAT」の充実【一部新規】（再掲 P64）** **480 百万円**
 - ・ 一人でも多くの都民を救うために、災害現場で救命措置を実施する災害医療派遣チーム（東京 DMAT）を編成するとともに、発災時により迅速な対応が可能となるよう専用車両を整備するなど、充実を図ります。〔25 病院〕

- **災害拠点病院への衛星電話整備【新規】（再掲 P64）** **30 百万円**
 - ・ 災害時に医療拠点となる災害拠点病院が医療機能を十分に発揮できるよう、衛星電話の設置を支援し、通信連絡体制の強化を図ります。

- **医療施設耐震化の促進（再掲 P64）** **6,449 百万円**
 - ・ 災害時の医療体制を確保するため、救急医療機関など都内全ての病院について、新築建替、耐震補強、耐震診断に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。
補助要件の緩和や、都独自の支援を実施するなど、耐震化のより一層の促進を図ります。〔耐震診断 12 施設 耐震補強 12 施設 新築建替 20 施設〕

- **社会福祉施設耐震化の推進（再掲 P16、30、40）** **759 百万円**
 - ・ 昭和 56 年以前に建設された社会福祉施設の中には、耐震性が十分ではないものもあります。震災から入所者等を守るため、民間施設を対象に、耐震診断・耐震改修及び仮設整備に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。
〔耐震診断 83 施設、耐震改修 58 施設〕

- ⑤〇 **社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（再掲 P16、30、40）** 45 百万円
- 耐震化が必要な施設を個別訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。

[社会福祉施設等 284 施設]

- ⑤〇 **児童福祉施設等耐震化促進事業（土地賃料）【新規】（再掲 P16）** 4 百万円
- 耐震化に向けた改修及び改築に際して必要となる仮設施設の土地の賃借料に補助を行い、保育所等の耐震化を強力に推進します。

- ⑤〇 **医療施設及び社会福祉施設自家発電設備整備【新規】（再掲 P64）** 1,247 百万円
- 停電等に備えるため、医療機関及び社会福祉施設等における自家発電設備の設置に要する経費を補助します。[社会福祉施設等 219 施設、医療施設 51 施設]

- ⑤〇 **災害時要援護者対策の推進** 1 百万円 包括補助
- 区市町村の防災担当者、福祉担当者等を対象に、要援護者支援に係る研修を実施します。
 - 災害時要援護者の避難支援体制を整備するため、関係機関の連携や要援護者情報の共有化に取り組む区市町村を支援します。

[地域福祉推進区市町村包括補助事業]

- 〇 **在宅人工呼吸器使用者への支援** 190 百万円 包括補助
- 在宅療養患者の緊急時対応支援【新規】（再掲 P64、66） 186 百万円
在宅で人工呼吸療法を受けている患者の停電時等の安全を図るため、予備電源等の確保を支援します。
 - 在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業【新規】 4 百万円 包括補助
災害時要援護者のうち、在宅人工呼吸器使用者について、その緊急性・特殊性に鑑み、本人・家族及び支援に関わる者が災害への備え及び災害発生時の適切な対応を行えるよう、災害時要援護者の避難支援体制整備の実施主体である区市町村が、事前に使用者別の災害時個別支援計画を策定することを支援します。

[地域福祉推進区市町村包括補助事業]

- 〇 **透析患者への災害時医療確保対策【新規】** 3 百万円
- 人工透析患者が災害時に備えて携帯するカードを作成するとともに、関係機関に対して人工透析患者に対する災害時対応の研修を実施します。

- 〇 **高齢者を熱中症等から守る区市町村支援事業【新規】（再掲 P27）**（包括補助）
- 高齢者を熱中症等から守るため、熱中症予防の普及啓発や見守り及び猛暑時の避難場所の設置等に取り組む区市町村を支援します。

[医療保健政策区市町村包括補助事業]

東日本大震災を契機として発生した様々な影響に適切に対応するとともに、都内に避難されている方々に対して引き続き必要な支援を実施していきます。

主な事業展開

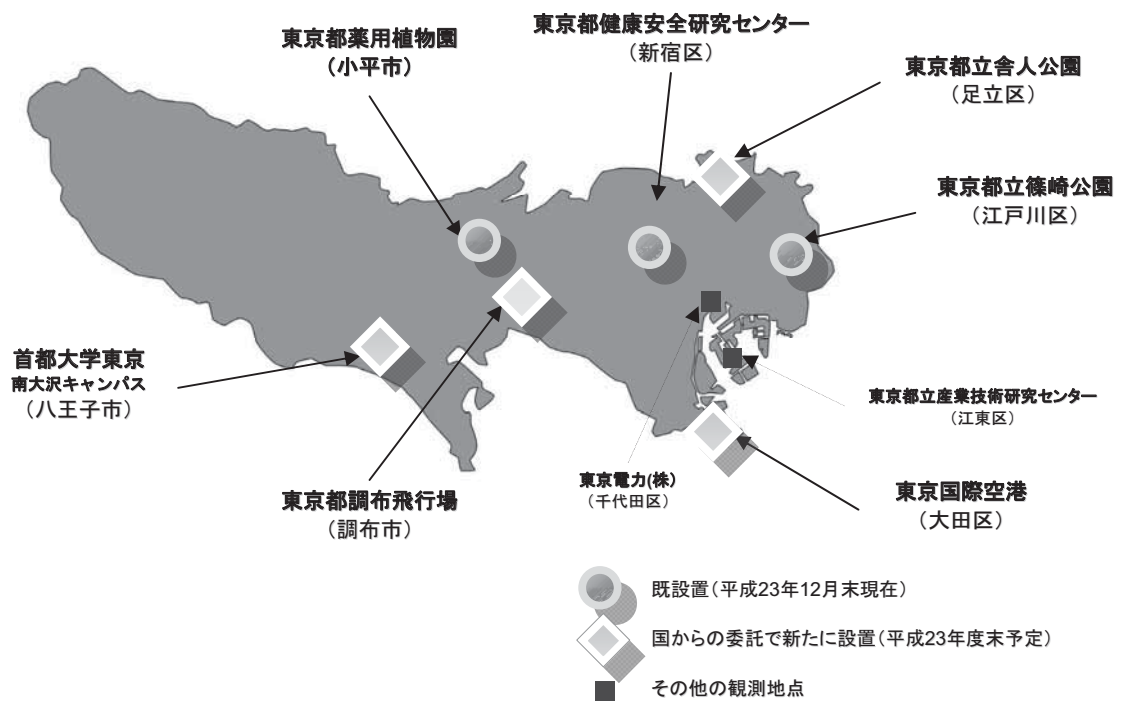
放射能測定体制及び情報発信の充実

48 百万円

・ 空間放射線量の測定

7か所に増設したモニタリングポストにより、空間放射線量を継続的に測定します(都内では9か所で実施)。また、測定機器の貸し出しや技術的助言により、区市町村による測定を支援します。

<モニタリングポストの設置場所>



<モニタリングポスト>



空間放射線量を 24 時間
連続して自動測定

・ 食品等の放射性物質の検査の実施

増設したゲルマニウム半導体核種分析装置等により、都内の小売店等に流通している食品について、都民が日常的に摂取する食品及び子供が継続的に摂取する食品を中心に、モニタリング検査を実施するほか、芝浦と場でと畜した牛肉の全頭検査を行います。また、水道原水・飲用井戸等の検査についても計画的に実施します。

<ゲルマニウム半導体核種分析装置>



ゲルマニウム半導体核種
分析装置（右）による食
品検査の様子

・ 情報発信の充実

放射能に関する測定・検査結果について、随時ホームページで公表し、携帯電話、スマートフォンにも対応した情報提供をしていきます。また、都民の関心の高いテーマを題材とした都民フォーラムを開催します。

○ 都内受入被災者福祉総合相談窓口事業【新規】

7百万円

- ・ 被災地からの避難者が安心して都内で生活が送れるよう、ニーズに応じた的確に関係機関につなげていくための福祉総合相談窓口を設置し、主に福祉的な面から支援します。

○ 避難者の孤立化防止事業【新規】

186百万円

- ・ 都内に避難している被災者の孤立化を防止するため、各地区の社会福祉協議会等が、避難者の生活する地域の実情に応じて実施する戸別訪問や交流サロンの設置等の取組を支援します。

東日本大震災における福祉保健局の主な対応

1 人的支援

被災地等からの要請に応じ、発災当日から、東京DMATをはじめ、医療救護班、こころのケアチーム、保健師チーム・薬剤師班・介護職員などの専門職員を被災地へ派遣

(1) 被災地への派遣（平成23年12月末現在）

○東京DMAT	18チーム	56名	(宮城県12班、福島県2班、都内4班)
○医療救護班	146班	569名	(岩手県33班、宮城県100班、福島県6班、羽田SCU7班)
○検案医		59名	(岩手県14名、宮城県39名、福島県6名)
○こころのケアチーム	50班	349名	(岩手県)
○児童相談所職員		6名	(岩手県2名、宮城県4名)
○保健師チーム	111班	382名	(岩手県17班、宮城県56班、福島県38班)
○薬剤師班	37班	92名	(岩手県24班、宮城県13班)
○介護職員（高齢者の支援）	24陣	240名	(宮城県)
○福祉職員（障害者の支援）	41陣	316名	(千葉県立鴨川青年の家（福島県障害者施設の県外避難所）)
○手話通訳者（在宅の聴覚障害者の支援）		2名	(福島県)
○公衆衛生チーム	21班	56名	(宮城県)
○動物保護班	4班	14名	(福島県)
○診療放射線技師班		2名	(福島県)
○介護保険事務支援職員		6名	(宮城県)

(2) 被災地からの受入れ等（平成23年12月末現在）

- 重症患者 9名（羽田SCUを通じ、都内病院に受入れ）
 - 人工透析患者等 399名（日本青年館ホテルなどで受入れ）
 - 同行避難動物等 83頭（都内避難所、動物救援センターで受入れ）
- ※ この他、都内避難所（東京武道館、東京ビッグサイト、味の素スタジアム、旧グランドプリンスホテル赤坂）において、避難者への健康・福祉相談等の支援を実施

<東京DMAT>



患者に寄り添いヘリコプターに誘導

2 物的支援

被災地等からの要請に応じ、都の備蓄・購入物資や都民・企業・団体等から受け付けた義援物資等を、東京都トラック協会の協力を得て、3月12日から被災地に救援物資として搬送

さらに、7月15日に東京路線トラック協会と協定を締結し、被災地への物資輸送体制を強化

(1) 備蓄及び購入物資

毛布、食糧（アルファ化米、クラッカー等）、ベビー用品（紙おむつ等）、医薬品等

(2) 義援物資

食糧（カップラーメン、レトルト食品等）、飲料水、ベビー用品、介護用品、生活用品、衛生用品等
総輸送量：10トントラック換算 約176台（平成23年12月末現在）

3 その他

(1) 義援金の受付（9月30日をもって受付終了） **873,945,504 円**
(12,906 件)

被害を受けた被災地を支援するため、3月14日から9月30日まで義援金を募集
被災3県（岩手県、宮城県、福島県）に各291,315,168円ずつ贈呈

(2) 義援物資の受付 **約35,500 件**

3月18日より、広く都民・企業・団体等からの協力を得て、被災地支援に必要な物資の受付を開始（被災地からの物資受入れの一時中止要請に基づき、3月27日をもって中止）

<被災地に送る義援物資の受付>



第二本庁舎1階に義援物資が都民から続々と寄せられました

(3) 被災自治体への火葬支援

860 体

被災自治体からの犠牲者の火葬協力の要請により、東京都瑞江葬儀所において火葬
(127 体：3 月 29 日～4 月 7 日)

また、宮城県知事から「火葬支援に関する要望」があったことを踏まえ、新たに臨海斎場、民営火葬場も加えて受入れを拡大(733 体：4 月 11 日～5 月 31 日)

(4) 放射能測定に係るモニタリング体制等

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、都民の健康不安を解消するため、空間放射線量、水道水や降下物(塵や雨)に関する放射能測定結果を公表するとともに、都内農産物をはじめ生産地からの農畜産物の放射能測定依頼に対応

また、関係局と連携し3月21日から都民向けの臨時電話相談窓口を設置

(6,423 件：3 月 21 日～12 月 28 日)

島しょを除く都内100か所において地表面から5cm及び地表1mの高さで空間放射線量を測定し公表(6月15日～22日)

<都内100か所の空間放射線量測定>



都内の公園において、地表面から高さを確認して放射線量を測定

(5) 災害援護資金貸付制度の改正

都内において住居や家財等に相当程度の被害を受けた世帯(所得要件あり)に対し、生活の立て直しに資するため実施する東京都災害援護資金貸付制度(国制度の上乗せ)を、国制度の特例措置を受け改正

(6) 住宅被害世帯に関する区市町村補助事業の実施

都内において住宅に半壊以上の被害をうけた世帯が住宅の建設、補修等を行なった場合に、その経費を補助する区市町村に対して、都が一部を補助する制度(東北地方太平洋沖地震による住宅被害世帯に対する東京都生活再建支援事業)を新たに実施

都立施設改革における取組

これまで「福祉・健康都市 東京ビジョン」における「都立施設改革のさらなる展開」の方針に基づき、都立施設改革を進めてきました。

（都立施設改革の推進）

- 都立施設は、民間によるサービス提供が不十分な時代には、サービスの絶対量の確保という点で重要な役割を担うとともに、民間施設では対応が困難な都民ニーズに應えるなど、先駆的、専門的な機能を果たしてきました。
- しかしながら、近年では民間施設の整備が進み、多様なニーズに対応したきめ細かなサービス提供や、柔軟で効率的な施設運営を行う民間事業者の参入等が進んでいます。こうした中で、「民間でできることは民間に委ねる」という原則に立ち、都立施設について、そのあり方を見直すことが必要となりました。
- 都は、平成14年7月、「福祉サービス提供主体の改革への取組について」を策定し、22の都立福祉施設について、改革の基本方針を提示しました。
- その後、指定管理制度の導入により、従来公共団体・公共的団体等に限定されていた公の施設の管理を、民間事業者へ委託することが可能となりました。
また、障害者自立支援法の成立など、従来、施設の中で提供されていたサービスが、地域で提供・利用できるしくみが整備され、民間事業者の参画をはじめ、施設以外のサービス基盤が充実してきたことから、施設の役割・サービス提供のあり方等を抜本的に見直すことが必要となっていました。
- そこで、都は、平成18年2月に、「福祉・健康都市 東京ビジョン」において、福祉保健局が所管する全ての80施設について、改めてそのあり方を見直し、新たな改革方針として「都立施設改革のさらなる展開」を策定し、着実に取り組んできました。
- この結果、民間移譲した施設においては、各々の地域や利用者ニーズに合った日中活動の充実、建物の改築に伴う利用定員の拡大など、利用者サービスの向上が図られています。

- 今後も、社会的養護需要や法改正の状況など、時代ニーズに応えながらサービスを充実させていくため、更なる改革に取り組んでいきます。

「都立施設改革のさらなる展開」の取組状況

改革済又は方針決定済 (33)			都道府県による設置、運営等 (24)			今後の取組
民間移譲	独法化等	廃止	直営義務	運営義務	その他	
26	4	3	8	7	9	23

○ 民間移譲した施設（予定含む） [26 施設]

年度	種別	施設名
18	知的障害者更生施設	練馬福祉園
	心身障害者生活実習所	府中生活実習所、東村山生活実習所、町田生活実習所、昭島生活実習所
	心身障害者福祉作業所	立川福祉作業所
	児童養護施設	中井児童学園
19	知的障害者更生施設	日の出福祉園
	心身障害者生活実習所	小金井生活実習所、八王子生活実習所
	心身障害者福祉作業所	武蔵野福祉作業所、青梅福祉作業所、八王子福祉作業所
	児童養護施設	伊豆長岡学園
21	知的障害者更生施設	小平福祉園
	身体障害者療護施設	多摩療護園
22	児童養護施設	品川景德学園、むさしが丘学園
23	母子生活支援施設	網代ホームきずな
	婦人保護施設	新生寮
	障害者支援施設	聴覚障害者生活支援センター
24 予定	障害者支援施設	清瀬療護園
	身体障害者福祉工場	葛飾福祉工場、板橋福祉工場、大田福祉工場
	養護老人ホーム	東村山老人ホーム

○ 独法化した施設、事業移管した施設、民設民営へ転換した施設（予定含む）

[4 施設]

年度	種 別	施 設 名
21	病院、研究所 (独法化)	東京都健康長寿医療センター (老人医療センターと老人研究所の統合)
23	障害者スポーツセンター (スポーツ振興局へ事業移管)	障害者総合スポーツセンター 多摩障害者スポーツセンター
25 予定	介護保険施設	板橋ナーシングホーム

○ 廃止した施設等（予定含む） [3 施設]

年度	種 別	施 設 名
18	養護老人ホーム	板橋老人ホーム
23 予定	大型児童館 身体障害者更生施設	児童会館 清瀬園
	肢体不自由者更生施設 (練馬障害者支援ホームへ機能移転)	心身障害者福祉センター併設 (*)

*心身障害者福祉センター併設のため、施設数には含めない。

○ 直営運営義務等がある施設 [15 施設]

事項	施 設 種 別
直営義務 (8 施設)	児童自立支援施設②、更生相談所②、婦人相談所、精神保健福祉センター③
運営義務 (7 施設)	看護専門学校⑦

○ その他、都の指定管理、直営施設 [9 施設]

事項	施 設 名
指定管理施設	リハビリテーション病院、心身障害者口腔保健センター、東大和療育センター、東部療育センター
直営施設	北療育医療センター、府中療育センター、多摩療育園、障害者福祉会館、薬用植物園

○ 今後、さらなる改革に取り組む施設 [23 施設]

施設種別	施設名
介護保険施設	東村山ナーシングホーム *
児童養護施設	石神井学園、小山児童学園、船形学園、八街学園、勝山学園、片瀬学園
知的障害児施設	東村山福祉園
知的障害児施設、 障害者支援施設	七生福祉園、千葉福祉園
障害者支援施設、 障害福祉サービス事業所	八王子福祉園、日野療護園 大泉障害者支援ホーム、練馬障害者支援ホーム 清瀬喜望園、視覚障害者支援センター 八王子自立ホーム 江東通勤寮、大田通勤寮、葛飾通勤寮、豊島通勤寮、立川通勤寮、町田通勤寮

* 都による運営 * 以外は指定管理制度を活用[22 施設]

・ 平成 24 年 3 月末に指定管理期間が満了となる 14 施設について、指定管理者の更新を行いました。

〈対象施設〉 児童養護施設：6 施設、障害者(児)施設：8 施設

これまでの成果を踏まえるとともに、「民間でできることは民間に委ねる」という視点に立ち、社会的養護需要や法改正等の新たな状況変化に対応するため、必要な改革に取り組みます。

今後の取組について

○ 民間移譲等を予定している施設[6 施設]（再掲）

平成 24 年 4 月

- ・ 清瀬療護園（障害者支援施設）
- ・ 葛飾、板橋、大田福祉工場（身体障害者福祉工場）

平成 24 年 7 月開設予定

- ・ 東村山老人ホーム（養護老人ホーム）〈新施設開設〉

平成 25 年度開設予定

- ・ 板橋ナーシングホーム（指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設）〈新施設開設〉

○ 廃止又は機能移転する施設 [2 施設]（再掲）

- ・ 児童会館（大型児童館）
- ・ 清瀬園（身体障害者更生施設）
- ・ 心身障害者福祉センター併設肢体不自由者更生施設*

（*心身障害者福祉センター併設のため、施設数には含まない。）

○ 今後、さらなる改革に取り組む施設[23 施設]

- ・ 今後とも都立施設の一層のサービス向上を目指して、的確に事業評価を行いながら適切な管理運営に努めていくとともに、次のような考え方に基づいて、改革に取り組んでいきます。

さらなる改革の基本的な考え方

(介護保険施設)

介護保険制度における、民間によるサービス提供の充実等を踏まえ、民間の力を活用しながら、改革を進めていきます。

○ 東村山ナーシングホーム

- ・ 入所者の状況を踏まえ、施設の定員数を見直し、民間移譲することを前提に改革の手法等の検討を行います。

(児童養護施設)

近年の社会的養護の需要増を踏まえ、虐待による重篤な症状を持つ児童等に対する支援を充実していきます。また、都外の施設については、養護需要を見ながら、民間移譲等を検討していきます。

○ 石神井学園

- ・ 児童ケアの充実を図るため、虐待による重篤な症状を持つ児童等を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」の試行のための準備を行います。

○ 小山児童学園

- ・ 情緒、行動上の問題を抱える中高生を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として機能の強化を検討していきます。

○ 船形、八街、勝山、片瀬学園

- ・ 社会的養護需要の状況を踏まえながら、民間移譲等を検討していきます。

(障害児施設)

児童福祉法の改正を受け、過年齢児への対応や利用者の状況、今後の動向等を踏まえ、強度の行動障害がある知的障害児に対する支援のあり方や施設規模、老朽化した建物整備の検討等を含め、改革を進めていきます。

○ 東村山福祉園

- ・ 利用状況や今後の動向を踏まえつつ、強度の行動障害がある知的障害児等を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として検討を進めます。
- ・ また、過年齢児の状況を踏まえ、適正規模への分割も含めた民間移譲の手法等を検討していきます。

○ 七生福祉園、千葉福祉園

- ・ 利用状況や今後の動向を踏まえつつ、施設のあり方や定員規模の適正化を行い、民間移譲等を検討していきます。

(障害者施設)

障害者自立支援法や社会の状況を踏まえつつ、新体系への移行を図りながら、各施設のあり方や適切な施設規模、老朽化した建物整備の検討等を含め、改革を進めていきます。

○ 八王子自立ホーム

- ・ 平成 24 年 4 月、障害者自立支援法に基づく新サービス体系へ移行します。
- ・ また、定員規模の拡充や新体系移行後の運営状況に配慮しつつ、民間移譲に向けた条件整備を進めていきます。

○ 江東、大田、葛飾、豊島、立川、町田通勤寮

- ・ 平成 24 年 4 月、障害者自立支援法に基づく新サービス体系へ移行します。
- ・ また、新体系移行後の運営状況や老朽化した建物の整備手法等を検討しつつ、民間移譲に向けた条件整備を進めていきます。

○ 大泉障害者支援ホーム

- ・ 平成 26 年度の民間移譲を目指し、運営事業者を公募します。

○ 日野療護園

- ・ 平成 27 年度以降の民間移譲を目指し、条件整備を進めていきます。

○ 八王子福祉園

- ・ 障害程度が重く、医療ケアを必要とする利用者が入所している現状や、今後の利用者ニーズ等を踏まえ、適正規模への分割も含めた民間移譲の手法等を検討していきます。

○ 七生福祉園

- ・ 今後の利用者ニーズを踏まえ、施設のあり方や適正規模への検討を行い、民間移譲に向けた条件整備を進めていきます。

○ 千葉福祉園

- ・ 今後の利用者ニーズを踏まえ、施設のあり方や適正規模への検討を行い、民間移譲に向けた条件整備を進めていきます。

○ 練馬障害者支援ホーム

- ・ 高次脳機能障害者の受入状況や新体系移行後の運営状況に配慮しつつ、民間移譲に向けた条件整備を進めていきます。

○ 清瀬喜望園、視覚障害者支援センター

- ・ 今後の利用者ニーズを踏まえ、施設のあり方を踏まえつつ、民間移譲等に向けた検討を行います。